一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境を

つくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため

次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

２．内容

　　目標１　　育児休業の取得について

　　　　　　　　　受給資格者の希望する育児休業期間を

　　　　　　　　　100％取得出来るように努力する。

　　目標２　　小学校入学する前の子を持つ従業員が

　　　　　　　　　希望する場合当直勤務を免除するよう努力する。

　　 目標３　　小学校入学する前の子を持つ従業員が

　　　　　　　　　所定労働時間以外を「０」時間にするよう努力する。

（　対策　）

　　該当になりそうな従業員を把握し勤務異動で同じ勤務場所に

　　集中しないようにする。

平成31年4月1日

医療法人　恵和会

田川慈恵病院